

# 都市計画法と県土保全条例の適用関係

			土地の区画形質の変更		
			建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地区画形質の変更	建築物又は特定工作物を目的としない開発行為	
区分	区域区分	面積	都市計画法第29条の許可を要する開発行為	都市計画法第29条の許可を要しない開発行為	資材置き場、駐車場、土砂採取、農地造成等
都市計画区域	市街化区域	1,000㎡以上	都市計画法許可	許可不要	
		3,000㎡未満		許可不要	
	3,000㎡以上	県土保全条例許可			
	市街化調整区域	3,000㎡未満		許可不要	
		3,000㎡以上		県土保全条例許可	
	非線引き区域	1,500㎡以上		許可不要	
3,000㎡未満		許可不要			
3,000㎡以上		都市計画法許可	許可不要		
都市計画区域外		10,000㎡以上	県土保全条例許可		
		3,000㎡以上	県土保全条例許可		
		10,000㎡未満	県土保全条例許可		